

事業主の皆様へ（改正）

労働者を採用する場合には、必ず労働条件通知書（雇入れ通知書）を交付しましょう。

平成25年4月より、「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準」も書面の交付によって明示しなければならない事項となりました。

労働者を採用する場合には、労働基準法第15条、労働基準法施行規則第5条の規定により、使用者は必ず労働条件通知書を労働者に交付することが義務になっています。（労働条件通知書の見本は裏面をご覧ください。）

また、労働条件通知書には少なくとも①労働契約の期間、①-2期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準、②就業の場所・従事する業務の内容、③労働時間（始業・終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間）や休日・休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項、④賃金の決定・計算・支払いの方法、賃金の締切、支払の時期に関する事項、⑤退職に関する事項は記載した上で交付してください。

また、短時間労働者（パートタイム労働者）を雇い入れる事業場は、パートタイム労働法第6条の規定により、「昇給の有無」、「退職手当の有無」、「賞与の有無」（裏面の「労働条件通知書」右側の「賃金」項目8～10（四角の点線で囲った部分））を書面に明示することも義務になっています。

労働条件通知書の交付は、労働者が自分の労働条件を書面で確認できるため、納得・安心して働けることにつながります。

その結果、労働条件における労使のトラブルを防止できるばかりでなく、労使の信頼関係を高めることができ、労働者のやる気（モチベーション）を高めることにも有益です。

労働条件通知書等に関してのご質問については、以下へお問い合わせください。

労働条件通知書（労働基準法） に関するお問い合わせ	栃木労働局労働基準部監督課	028（634）9115
	宇都宮労働基準監督署	028（633）4251
	足利労働基準監督署	0284（41）1188
	栃木労働基準監督署	0282（24）7766
	鹿沼労働基準監督署	0289（64）3215
	大田原労働基準監督署	0287（22）2279
	日光労働基準監督署	0288（22）0273
	真岡労働基準監督署	0285（82）4443
パート労働法に関するお問い合わせ	栃木労働局雇用均等室	028（633）2795



厚生労働省栃木労働局

宇都宮・足利・栃木・鹿沼・大田原・日光・真岡労働基準監督署、雇用均等室

